

【概要版】「広域連携に関する研究」報告書

本報告書のあらまし

1. 趣旨・ねらい

- 人口減少・高齢化に伴い、府内市町村には安定した行財政基盤づくりが求められる。
→これまで以上に他市町村と連携するなど、地域全体で協力して行政課題に対応していくことが重要。
- 連携事務の選定や団体間調整など、連携をさらに進める上では課題がある。
→連携の促進に向け、「どのように課題を乗り越え、連携を進めていくか」という観点で、具体的方策を提示。
(研究の対象は、府の各部局において広域化を検討・推進中の事務(消防・ごみ処理等)以外のもの。)

2. 全体構成 3. 各章のポイント(要約) (各章の要点を簡潔に記載)

第1章 広域連携の手法と取組状況

- 1. 地方自治法に基づく事務の共同処理 (府内・全国の取組状況)
- 2. 各種協定等に基づく連携 (府内・全国の取組状況)

第2章 連携の効果と課題

- 1. 連携によって得られる一般的な効果 (財政的メリット、人的メリット)
- 2. 連携にあたっての課題 (事務の内容に関するもの、各種調整に関するもの)
 - 一般的に、窓口業務や相談業務等の住民対応を伴う事務での連携は容易ではない。
 - 市町村独自の施策に関連する事務など、団体間で内容の違いが大きいものについても、連携は難しい。
 - 連携の開始時を中心に、費用負担や人員体制等の団体間調整に多大な努力を要することが多い。

第3章 モデル事例の提示

- 1. 提案の目的
 - 市町村のニーズが高く、メリットが見込まれる事務として、**「物品等の共同調達」「文化財調査の広域化」「広域での公共施設の統廃合・共同設置」**をモデル事例に選定。**連携の手法や人的・財政的メリットを具体的に提示。**
- 2. モデル事例1 物品等の共同調達
 - スケールメリットによりコスト削減が期待できるが、共同調達の手法や手順は必ずしも広く共有されていない。
→適法な共同調達手法や具体的な手順、共同調達に適した案件を整理して提示。
【適した案件の例】防災備蓄品、AED、職員用パソコンなど仕様の統一が可能なもの
- 3. モデル事例2 文化財調査の広域化
 - 文化財保護に関する事務には専門職員の配置が必要となるが、知識やノウハウの継承が課題。
→連携により、専門職員が知識やノウハウを継承でき、専門性を発揮しやすい環境を確保。
(連携対象事務は、文化財関連事務全体のうち、事務内容の地域差が比較的小さい発掘調査のみとする。)
 - **連携した際のシミュレーションを行い、人員体制と費用負担を提示。**
ケース1：3以上の比較的小規模な団体間の連携(機関等の共同設置)
 ケース2：大規模団体と小規模団体の2団体間の連携(事務委託)
- 4. モデル事例3 広域での公共施設の統廃合・共同設置
 - 市町村内に通常は1箇所しかない大規模施設(文化会館等)は、代替施設がない等の理由から廃止が難しい。
→連携によって代替施設を確保し、広域で統廃合・共同設置を実施した場合の財政効果のシミュレーションを実施。
 - **文化会館、中央図書館、総合体育館の3施設について、20年間の累計費用を事業費ベースで試算。**
ケース1：地域全体での統廃合モデル
 ケース2：隣接する数団体での統廃合モデル
- 5. 連携を進めるにあたって
 - モデル事例の活用に向け、府は、連携を希望する団体間の調整等のサポートを行っていく。
 - 連携の実現には、各市町村の担当者の十分な意見交換のほか、トップダウンの取組みも必要。

第4章 新たな試みの提案

- 1. 提案の目的 (他の都道府県で連携事例が多数ある事務について、府内での連携に向けた新たな試みを提案。)
- 2. 検討の方向性
 - 府内では、7地域(豊能・三島・北河内・中河内・南河内・泉北・泉南の各地域)の区割りを基本とした地域(以下、「区域」という。)を越えた連携事例は少ない。
→府内での連携における新たな試みとして、「区域」を越えた連携を提案。
- 3. 「区域」を越えた連携の候補事務
 - 「専門性が高く」かつ「業務量が少ない」事務が「区域」を越えた連携に適している。
→他の都道府県の状況や府内市町村のニーズ調査結果を踏まえ、「公平委員会」「行政不服審査会」を候補とする。
 - これらの事務は、多くの市町村で案件が年間1件も発生しないことから、知識やノウハウの蓄積が難しい。また、恒常的な案件発生を想定した人員体制となっていないため、案件発生時に担当職員にかかる負担が大きい。
→連携により、専門性の確保、ノウハウの蓄積や業務効率の向上とともに、職員の負担軽減が図られる。
- 4. 連携体制等の提案
 - **「事務委託」により複数の「区域」の団体が連携した際のシミュレーションを行い、人員体制と費用負担を提示。**
【公平委員会の広域化】
提案1：府内41市町村での連携 提案2：隣接する複数の「区域」の市町村での連携
【行政不服審査会の広域化】
提案1：府内全市町村での連携 提案2：隣接する複数の「区域」の市町村での連携
- 5. 連携を進めるにあたって
 - 「区域」を越えた連携には、旗振り役の存在が不可欠。府としても柔軟な協議の場を設定するなど、きめ細やかなサポートを行っていく。
 - 連携の実現には、各市町村の担当者の十分な意見交換のほか、トップダウンの取組みも必要。

第5章 課題事項への対応

- 1. 連携にかかる課題とその背景
 - 団体間調整に多大な努力を要することが、連携を進める際の大きな課題となっている。
→新たな連携の調整段階、または連携後に発生する代表的な課題を取り上げ、標準的な考え方や対応策を提示。
- 2. 費用負担に関する課題
 - 費用負担額は財政的メリットに直結するため、各種調整の中でも難航する 경우가少なくない。
→各団体が公平性の観点を十分に認識したうえで議論に臨むことができるよう、標準的な考え方を提示。
【基本的な方向性】
 - ・ 各団体の費用負担額は、連携によって享受できる効果に応じたものとするべきである。
 - ・ 負担割合は、一定の値に固定する方式は適当でない。毎年度最新の指標を用いて決定する方式が適当である。**【いわゆる「実績割」のあり方】**
 - ・ 受益に基づく負担という観点から、事務処理実績に基づき負担割合を設定することが最も妥当である。
 - ・ 実績の定量化が難しい場合は、関連指標(実績との相関関係が認められるもの)を用いることも考えられる。**【いわゆる「均等割」のあり方】**
 - ・ 構成団体が一律に負担すべき共通経費として、費用の一部を各団体が均等に負担することには合理性がある。
 - ・ ただし、均等割の対象は、基礎的な体制の部分に限定すべき。
- 3. 人的負担に関する課題
 - 複数の構成団体の職員が連携事務に従事する方式をとった場合に、連携事務の処理に支障が生じている例がある。
→幹事団体の職員のみで組織を構成する方式の導入を提案。
 - 連携事務に従事する職員の人件費は毎年変動。人件費の高い職員が配置された場合、全構成団体の負担が増える。
→職階ごとに人件費の標準額を設定し、これに基づき負担金を算出する方法を提案。
- 4. 幹事団体の負担に関する課題
 - 幹事団体にかかる各種調整や取りまとめ等の負担が大きいことが、連携を進める上での支障となっている。
→幹事団体へのインセンティブを強化することが、課題解決のために有効。